

「分かりやすく、使いやすい公共交通ネットワーク実現会議」規約

(設置)

第1条 京都府中北部地域及び兵庫県北部地域においては、北近畿タンゴ鉄道や、路線バス等により公共交通網が形成されているが、これら公共交通ネットワーク全体を、利用者にとって最適なものに改善していくため、「分かりやすく、使いやすい公共交通ネットワーク実現会議」（以下「実現会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 実現会議は、次の事項について協議、調整及び実施等を行う。

- (1) 利用者にとって、より便利で使いやすい公共交通ネットワークを構築するための諸課題を改善するための計画（以下「改善実行計画」という。）の作成
- (2) 改善実行計画の実施
- (3) 改善実行計画の取組実績の把握
- (4) 改善実行計画の継続的な見直し
- (5) その他、より便利な公共交通ネットワークの実現に向けた取組全般に関すること

(改善の実行)

第3条 改善実行計画の実施に当たっては、実現会議及びその委員並びに委員の所属団体をはじめ、改善実行計画の「実施主体」欄に記載の者が、それぞれの立場で、主体的に取り組むものとし、P D C Aサイクルに則り改善を継続的に行うよう努めるものとする。

2 委員は、地元住民、地元企業、その他公共交通ネットワークを便利にしようという思いのある者に、改善の取組を働きかけるものとする。

(情報の公開)

第4条 前2条に係る協議内容及び改善の取組状況等については、広く府民等に情報を提供し、意見を聞くものとする。

(組織)

第5条 実現会議は別表1に掲げる委員により構成する。

- 2 実現会議に、実現会議を補佐し、実務的な作業を行うワーキンググループを置き、別表2に掲げる者により構成する。

(座長)

第6条 実現会議に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は実現会議の会務を総理する。
- 3 座長に事故のあるときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 座長は、必要に応じて専門部会を置くことができる。
- 5 前項に定める専門部会の構成員は、座長が別に定める。

(会議)

第7条 会議は座長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 第2条に規定する実現会議の所掌事項を円滑に行うため、実現会議に事務局を置く。

2 実現会議の事務局は、京都府商工労働観光部観光課、建設交通部交通政策課、京都府中丹広域振興局企画総務部企画振興室、京都府中丹広域振興局農林商工部商工労働観光室、京都府丹後広域振興局企画総務部企画振興室及び京都府丹後広域振興局農林商工部商工労働観光室により構成する。

3 事務局長は、京都府建設交通部交通政策課長をもって当てる。

(その他)

第9条 この実現会議は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(平成19年法律第59号)(以下「法」という。)第5条第6項に規定する協議会の性格を有するものとし、継続的に見直される改善実行計画は、法第5条第1項に定める「地域公共交通総合連携計画」(以下、「総合連携計画」という。)に位置づけることができるものとする。

2 第2条に規定する所掌事項の執行に当たって、総合連携計画のうち、「地域公共交通活性化・再生総合事業」として、国から認定を受けた事業について、国庫補助事業及び京都府の補助事業である「総合交通施策推進事業」を活用する場合、関係する事務は実現会議が行うものとする。

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、座長が別に定める。

2 前条第2項について、適正な執行を確保するため、「分かりやすく、使いやすい公共交通ネットワーク実現会議」事務処理規程、「分かりやすく、使いやすい公共交通ネットワーク実現会議」財務規程、「分かりやすく、使いやすい公共交通ネットワーク実現会議」文書取扱規程、「分かりやすく、使いやすい公共交通ネットワーク実現会議」公印取扱規程及び「分かりやすく、使いやすい公共交通ネットワーク実現会議」監査実施規程を別に定める。

附 則

この規約は、平成17年11月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年5月18日から施行する。ただし、第9条の規定は、法の施行の日から適用する。

附 則

この規約は、平成19年11月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

別表 1

「分かりやすく、使いやすい公共交通ネットワーク実現会議」委員

地元利用者代表

地元経済界代表

地元商工・観光団体代表

有識者等

交通事業者の代表者等

旅行会社の代表者等

関係地方公共団体の長等

公安委員会

道路管理者

【オブザーバー】

国土交通省近畿運輸局京都運輸支局長

西日本旅客鉄道株式会社福知山支社長

別表 2

「分かりやすく、使いやすい公共交通ネットワーク実現会議（丹後地域）」ワーキンググループ

交通事業者の実務担当者

関係地方公共団体の実務担当者